

『在宅医療点数の手引』2024年 正誤・追補(2024.11.14)

※訂正箇所は**ゴシック太字下線**で表示しております。今回追加したものは太枠で示しております。

※通知等による追補については、頁欄に■印をしております。

頁	訂正箇所	誤	正
17	下から7行目	(2) 悪性腫瘍特異物質治療管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、在宅時医学総合管理料、 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料 はそれぞれ算定できます。	(2) 悪性腫瘍特異物質治療管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、在宅時医学総合管理料、 在宅麻薬等注射指導管理料、在宅腫瘍化学療法注射指導管理料 はそれぞれ算定できます。
38	左段、下から7行目	在宅医療が提供できる「在宅で療養を行っている患者」とは、医療機関、 介護療養型医療施設 、介護医療院、介護老人保健施設で療養を行っている患者以外の患者をいう。	在宅医療が提供できる「在宅で療養を行っている患者」とは、医療機関、介護医療院、介護老人保健施設で療養を行っている患者以外の患者をいう。
138	左段、上から11行目	※ 医師が「認知症高齢者の日常生活自立度」(⇨P.165)におけるランク Ⅱ b 以上と診断した状態。	※ 医師が「認知症高齢者の日常生活自立度」(⇨P.165)におけるランク Ⅲ 以上と診断した状態。
411	左段、上から7行目	患者」(⇨P.423)及び急性増悪等により一時的に	患者」(⇨P.425)及び急性増悪等により一時的に
448	右段、下から4行目	(2) (1)かかわらず、	(2) (1) に かかわらず、
458	表の下から9行目、右列	○ (ただし、往診時に行う場合は当該療法が必要な理由を診療録に記載する)	○ (ただし、往診時に行う場合は当該療法が必要な理由を診療録に記載する) (児童心理治療施設では算定不可)

最新の正誤表については、保団連 HP(<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介しておりますので、ご確認ください。

